

平成30年 1月12日

(株) 誠光商会

野口 誠一 様

群馬県知事 大 澤 正 明



特定 建設業の許可について (通知)

平成 29年 12月 13日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 群馬県知事 許可(特-29) 第 20634 号  
許可の有効期間 平成30年 1月25日から平成35年 1月24日まで  
建設業の種類

建築工事業  
左官工事業  
石工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
鉄筋工事業  
ガラス工事業  
防水工事業  
熱絶縁工事業

大工工事業  
とび・土工事業  
屋根工事業  
鋼構造物工事業  
板金工事業  
塗装工事業  
内装仕上工事業  
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成34年12月25日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)